

公 示 第 1 号
最終改正 [公 示 第 7 号]
[令和5年 6 月 19 日]

貨物検査場所の指定について

関税法第69条第1項の規定により、清水税関支署管内における貨物の検査場所を下記のとおりに指定し、昭和41年8月24日清水税関支署公示第4号は、廃止する。

昭和42年4月1日

清水税関支署長 松 田 正

記

- 1 関税法第37条第1項の規定により指定保税地域として財務大臣が指定した場所（当該場所にけい留された本船及びはしけを含む。）
- 2 関税法第42条第1項及び同法第56条の規定により保税蔵置場及び保税工場として税関長が許可した場所
- 3 清水税関支署、支署出張所及び下田監視署の構内（清水税関支署、焼津出張所及び御前崎出張所の庁舎にあっては、貨物検査場、旅具検査場及び税関事務室並びに沼津出張所の庁舎にあっては、貨物検査場及び税関事務室並びに田子の浦出張所及び下田監視署の庁舎にあっては、税関事務室並びに静岡空港出張所にあっては、旅具検査場及び税関事務室に限る。）
- 4 静岡空港の国際線チェックインカウンター及び国際線各搭乗ゲートからボーディングブリッジまでの区域
- 5 航空自衛隊浜松基地の警戒航空隊施設内（施設番号10002）
- 6 航空自衛隊浜松基地 北地区の第1格納庫（建物番号00001）及び第2格納庫（建物番号00002）
- 7 清水港国際クルーズターミナル（1階）（静岡県静岡市清水区日の出町34の1、34の2）
- 8 田子の浦港 富士埠頭 富士1号岸壁（静岡県富士市前田字蒲島473番1）前面に係留されたクルーズ船
- 9 田子の浦港 富士埠頭 富士1号岸壁（静岡県富士市前田字蒲島473番1）に設置された仮設検査場
- 10 前各項に規定する検査場所は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については適用しないものとし、当該貨物に係る検査場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 保税地域として税関長が許可した場所（静岡空港内にあるものに限る。）
- (2) 静岡空港出張所の旅具検査場及び税関事務室